

# 会社方針一覧

## ■ 目次

---

リンテックグループ行動規範.....	2 / 13
リンテック人権方針.....	3 / 13
リンテック労働安全衛生方針.....	4 / 13
リンテックグループ品質・環境・事業継続方針.....	5 / 13
リンテック原材料調達基本方針.....	7 / 13
リンテックグリーン調達方針.....	9 / 13
リンテック木材パルプ調達方針.....	9 / 13
グリーンパルプ・ウェイ.....	10 / 13
FSC®中核的労働要求事項に関する方針声明.....	11 / 13
リンテックグループ内部統制方針.....	12 / 13
リンテック情報セキュリティー基本方針.....	13 / 13



## リンテックグループ行動規範

## 行動規範

リンテックグループの役員・従業員等は、社是「至誠と創造」を根幹とした行動規範を遵守し、高い倫理観と社会的良識を持って行動します。

## 〔 私たちの至誠 〕

- 1. 人権の尊重**  
あらゆる関係者の人権と人格を尊重します。
- 2. 会社資産の管理・活用**  
会社の資産を厳正に管理し、事業の目的に合わせて活用します。
- 3. 利益相反行為の禁止**  
会社やステークホルダーにとって最善の利益となるように行動します。
- 4. 腐敗の防止**  
贈収賄と疑われるような接待や贈答等の授受・供与はしません。
- 5. 国内外法規の遵守**  
国際社会から信頼される企業として、法規を遵守します。
- 6. 公正・透明な取引**  
競争秩序を守り、お客様や取引先と適切に取引します。
- 7. 政治・行政への贈賄禁止**  
政治や行政と、健全な関係を維持します。
- 8. 反社会的勢力への対応**  
反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。

## 〔 私たちの創造 〕

- 9. 持続可能なものづくり・サービス**  
製品・サービスを通じて、社会課題の解決に貢献します。
- 10. 顧客満足の向上**  
お客様の満足度向上を目指し、高品質・高付加価値を提供します。
- 11. 地球環境との共生**  
地球環境との共生に向け、環境負荷の低減を推進します。
- 12. 健全な職場環境**  
一人ひとりの能力が発揮できる職場環境をつくります。
- 13. 創造への挑戦**  
新たな価値の創造に挑戦します。
- 14. 多様な社会貢献活動**  
企業市民の一員として、より豊かな地域社会づくりに貢献します。
- 15. 社会との信頼関係構築**  
適正な情報開示と対話により、ステークホルダーとの信頼関係をつくります。

2003年1月制定

2011年4月改定

2020年1月改定

[> 行動規範ガイドライン](#)

リンテック株式会社

## リンテック人権方針

リンテックグループ(以下、リンテック)は、社是「至誠と創造」を根幹におき、すべての役員、従業員がとるべき行動を示した「リンテックグループ行動規範」およびそれを実践するために「リンテックグループ行動規範ガイドライン」を遵守して高い倫理観と社会的良識を持って行動します。

リンテックは、グローバルに展開する事業活動のなかで影響を受けるすべての人の人権を尊重します。

### 1. 基本方針および位置づけ・適用範囲

リンテックは、国連の「国際人権章典」、「グローバル・コンパクト10原則」、「ビジネスと人権に関する指導原則」および国際労働機関(ILO)の「労働の基本原則および権利に関する宣言」に基づき、「リンテックグループ人権方針」(以下、本方針)をここに定めます。

リンテックは、本方針を「リンテックグループ行動規範」の徹底および長期ビジョン「LINTEC SUSTAINABILITY VISION 2030」の実現に向けて、すべての役員、従業員が遵守して参ります。

また、取引先を含むビジネスパートナー、関係者にも本方針に則って行動していただくことをお願いいたします。

### 2. 人権尊重への取り組み

#### 2-1 組織・体制

リンテックは、本方針に基づく人権尊重について、(社長を委員長とする)サステナビリティ委員会で包括的に監視・監督し、リンテック全体の関係部門と連携して取り組みます。

#### 2-2 教育および訓練

リンテックは、本方針が理解され効果的に実行されるように、すべての役員、従業員に対し適切な教育および訓練を行います。

#### 2-3 適用法令の遵守

リンテックは、事業活動を行う各国・地域における法令を遵守します。但し、各国・地域の法令等と国際的な人権の原則に矛盾がある場合には、現地法を遵守しながら、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求していきます。

#### 2-4 人権デュー・ディリジェンス

リンテックは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく手順に従って人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響を防止または軽減することに努めます。

#### 2-5 救済

リンテックが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

#### 2-6 ステークホルダーとの対話

リンテックは、実際のまたは潜在的な人権への負の影響への対応について、関連するステークホルダーと誠実に対話と協議を行います。

#### 2-7 情報開示

リンテックは、本方針に基づく人権尊重の取り組みの推進状況について、Webサイト等にて報告していきます。

2024年1月1日制定



## リンテック労働安全衛生方針

リンテックグループ全社員は、社是「至誠と創造」および経営理念に徹し、労働災害の防止を図り、安全で快適な職場環境の形成と安全衛生水準の向上を適切かつ積極的に推進します。

1. 事業活動において、リンテックグループで働く人々の労働安全衛生を適切に推進します。
2. リンテックグループで働く人々の協力の下、労働災害および疾病の予防、健康維持と増進を継続的に推進します。
3. 生産現場におけるリスク評価を実施し、労働安全目標を定め、目標達成のための計画と活動および定期的な見直しによる改善を行います。
4. 労働安全衛生に関する法令、リンテックが同意する協定、指導などを遵守します。
5. リンテックグループで働く人々に対し、労働安全衛生に関する教育および啓蒙活動により、安全衛生確保の重要性と意識の向上を図ります。
6. 労働安全衛生方針は、外部から要求があるときは公開します。

2018年6月1日制定

## リンテック労働安全衛生マニュアルの概要

- 計画(Plan)  
法令／安全衛生計画、安全衛生目標など
- 実施および運用(Do)  
組織、役割、責任および権限／力量、教育訓練および自覚／コミュニケーションなど
- 点検(点検・パトロール、改善)(Check)  
監視および測定／内部監査など
- 経営層による見直し(Action)



## リンテックグループ品質・環境・事業継続方針

### 基本方針

リンテックグループ全社員は社是「至誠と創造」および経営理念に徹し、国内外の法令・規制の遵守を含め、あらゆる社会的責任を果たすべく、公明正大かつ革新的な企業活動を実践する。

これらの具体的活動を実践するため、以下に「品質方針」「環境方針」「事業継続方針」「行動指針」を定める。

### 品質方針

「ものづくり」の原点に立ち、「お客様の満足度向上」「品質重視」を基本とした製品開発・製造・販売に努め、あらゆるステークホルダーから信頼される事業活動により、社会に貢献します。

#### 〈行動指針〉

1. 市場のニーズと期待を的確に把握し、これらを反映した製品やサービスを提供することにより、お客様の満足度向上に努めます。
2. すべてのお客様に安定した高品質な製品を提供し続けるため、継続的な品質改善を推進します。
3. お客様からの信頼を更に向上するため、開発段階から品質を作り込み、品質保証・品質管理体制を強化します。
4. 体系的な教育計画の下、「ものづくりの質」を改善できる「人材」を育成し、お客様から信頼される製品やサービスを提供します。
5. グループ会社及び取引先様と共に、更なる品質向上に取り組みます。

### 環境方針

地球の豊かな自然とこれらの社会を次世代に引き継ぐために、環境に配慮した製品づくりを優先し、地球環境保全に積極的に取り組む。

#### 〈行動指針〉

1. 環境に配慮した製品の開発に努める。
2. 地球資源の有効活用を推進し、3R(Reduce・Reuse・Recycle)に努める。
3. 製品に含有する化学物質の管理を行い、グローバルな環境保全に努める。
4. 生物多様性の保全に努める。
5. 環境の改善には積極的に取り組みPDCAを回して継続的な活動に努める。



## 事業継続方針

地震・風水害等の自然災害、火災、パンデミック等、事業継続に支障をきたすさまざまなリスクの発生に対し、その影響を最小に抑えるため、BCMS(事業継続マネジメントシステム)を構築し、継続的な改善を図る。

### 〈行動指針〉

1. グループ社員およびその家族の安全確保を最優先する。
2. 減災対策を常に意識し、事業への影響を最小化する。
3. 災害発生に対し、主要製品の速やかな供給再開により顧客への供給責任を果たす。
4. SDGsの観点から社会的課題の解決に取り組むとともに、地域社会に貢献する。
5. BCMSのさらなる向上を目指し、PDCAを回して継続的な改善を図る。

1992年4月10日 環境憲章制定

1998年8月10日 品質方針制定

2012年4月1日 品質・環境方針制定

2013年9月1日 品質・環境・事業継続方針制定

2014年1月1日 改定

2014年4月1日 改定

2020年4月1日 改定

2020年8月7日 事業継続方針(行動指針)改定

2024年4月1日 品質方針改定



## リンテック原材料調達基本方針

### 1. 公正・透明な取引

すべての取引先の皆様との間で自由な競争原理に基づく公正・透明な取引を行います。取引先の選定に当たっては広く門戸を開放し、品質・価格・納期・供給安定性・技術力・サービスおよび環境保全への取り組みなどについて、適正な評価を行います。

### 2. パートナーシップの構築

すべての取引先の皆様に「相互発展を目指すパートナー」と考え、信頼関係を築いていきます。

### 3. 法規・社会規範の遵守

調達活動に当たって、国内外の法規・社会規範を遵守するとともに、取引先の皆様にもその遵守徹底を求めます。

### 4. 環境への配慮

「リンテックグリーン調達方針」に基づき、環境負荷低減に配慮した調達活動を推進するとともに、取引先の皆様にも環境保全活動の推進および化学物質管理の徹底を求めます。

### 5. CSRの徹底

調達活動に当たって、取引先の皆様とともに人権尊重、労働・安全衛生、品質・安全性確保、情報セキュリティ、企業倫理、紛争鉱物など、あらゆる観点からCSRの徹底を図っていきます。

2009年8月10日制定

2013年8月30日改定

## 取引先の皆様へお願い

リンテックは、取引先の皆様に下記項目の実行をお願いし、取引先の皆様と共に取り組んでまいります。また、皆様の取引先につきましても、リンテック原材料調達基本方針をご理解いただき、同様の配慮をされることを期待します。

### 1. 法規・社会模範の遵守と公正な取引

取引先の皆様が事業活動を行っている各国・地域の関連する法規・社会模範を遵守し、ステークホルダーに対して常に公正で公平かつ誠実に対応することをお願いします。

- 関連する法規等の遵守・徹底
- 取引先との誠実、健全な関係の維持
- 情報セキュリティの遵守
- 知的財産権の尊重



リンテック株式会社

## 2.環境への配慮

事業活動を継続する上で大きなリスクとなる気候変動などに対応し持続可能な社会の実現に貢献するため、さまざまな環境活動への積極的な取り組みをお願いします。

- 環境保全活動の推進
- 化学物質の管理
- 環境負荷物質の削減
- 廃棄物発生量の削減
- 生物多様性の保全

## 3.人権・労働・安全衛生の尊重

事業活動にかかわるすべての人々に対して、一人ひとりが相手の人格を尊重し、差別や人権侵害のない関係の構築を目的とした安全で清潔な職場環境の実現に努めるようお願いします。

- 基本的人権の尊重および差別の禁止  
人種、国籍、性別、宗教、信条、年齢、出身、身体的障害、先住民、移民、性的指向、性自認、その他のいかなる理由においても差別行為の禁止
- 児童労働の禁止
- 強制労働の禁止
- 紛争鉱物への対応

## 4.適正価格での提供・安定供給体制の構築

常に市場競争力のある価格での原材料の提供と継続的なコスト改善努力の推進および安定的な供給体制および急激な需給変動の要請に応じられる柔軟な体制の構築をお願いします。

## 5.品質・技術向上・安全性の確保

製品・サービスの提供において、品質維持・継続的な技術向上を図るため、品質マネジメントシステム(ISO9001)や各種業務マニュアルを遵守し、適正で厳格な検査・生産体制の維持・管理をお願いします。

- 各国・地域の安全基準の遵守。

以上



## リンテックグリーン調達方針

1. 取引先の皆様とともに、当社製品を構成する原材料や部品、副資材などの化学物質管理を推進します。
2. 積極的な環境保全活動や化学物質管理を推進している取引先の皆様から、環境負荷のより少ない原材料や部品、副資材などを優先的に調達するよう努めます。
3. サプライチェーンマネジメントの観点から、取引先の皆様にも、それぞれの仕入先様とともに積極的な環境保全活動や化学物質管理を推進することを求めます。
4. 「リンテック木材パルプ調達方針」に基づき、グリーンパルプの採用を積極的に推進します。

2006年6月1日制定  
2009年8月10日改定

## リンテック木材パルプ調達方針

### 1. 調達方針および取り組み

- (1) 違法伐採対策として、以下に該当する木材パルプを調達しません。
  - (a) 違法に伐採された木材を原料にしたパルプ
  - (b) 伝統的権利または市民権が侵害されている地域からの木材を原料にしたパルプ
  - (c) 保護価値が高い森林からの木材を原料にしたパルプ
  - (d) 植林地または森林以外の用途に転換されつつある森林からの木材を原料にしたパルプ
  - (e) 遺伝子組み換え樹木が植えられている森林からの木材を原料にしたパルプ
- (2) グリーンパルプの採用を積極的に推進します。

### 2. 合法性の確認

- (1) 「調達方針および取り組み」各事項の趣旨に則った自己宣言書を各取引先から入手します。
- (2) 木材パルプの調達に当たって、取引先から木材原料の伐採地域・樹種・数量などを記載したトレーサビリティレポートを入手します。
- (3) 関連資料については、5年間保存し、監査などの必要に応じて開示します。
- (4) 取り組み状況について、定期的に内部監査および日本製紙連合会によるモニタリング（調査および監査）を実施し、その概要をホームページなどで公表します。

2009年8月10日制定  
2010年6月1日改定  
2010年8月23日改定

> 2022年度における取り組み状況

> 合法証明デューディリジェンスシステムマニュアル



リンテック株式会社

## グリーンパルプ・ウェイ

### グリーンパルプ・ウェイ(Green-Pulp-Way)

グリーンパルプ・ウェイとは当社の環境配慮コンセプトです。同コンセプトに基づき特殊紙ならびにラベル用紙の製品設計・製造を行い「地球環境への負荷を低減し、豊かな緑を未来へ残す」ことを目指します。

### グリーンパルプ(Green Pulp)

グリーンパルプは当社の登録商標です。グリーンパルプは、合法的かつ適切に管理された森林からの木材を原料とするパルプ(森林認証パルプ、植林木パルプを含む)、および再・未利用材から得られるパルプ、非木材パルプなどで、無塩素漂白(ECF)により製造されたパルプです。

### グリーンパルプ・ウェイの背景

当社は資源を有効利用する取り組みとして、古紙を原料とする再生紙の生産を積極的に進めてきました。一般に古紙を高配合すると品質(例えば強度)が低下することから、当社では厳選した良質な古紙を使用し、さまざまな要求品質を満たしてきました。しかし、ここへ来て中国などにおける古紙の需要増大による影響で、質を問わず古紙そのものの入手が非常に難しくなっており、古紙配合率の見直しが必要となってきました。

一方、近年急激に進行している地球温暖化は、自然の生態系や人間の生活基盤にさまざまな悪影響を及ぼすことから、世界的に早急な温暖化防止対策が望まれています。地球温暖化の主要原因は、化石燃料を使用することによる大気中の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の増加といわれており、森林はCO<sub>2</sub>を固定することでその増加を抑制する効果があります。このため、適切に管理された森林からの木材を使用し、森林資源を保護していくことが地球温暖化の防止につながります。また、紙の製造工程においてはこれらの木材を原料としたパルプ(クラフトパルプ)を使用したときの方が、古紙パルプを使用した場合より化石燃料由来のCO<sub>2</sub>排出量が少ないと報告されています。資源の有効利用の観点から古紙を使用することは重要ですが、古紙パルプを過度に高配合した紙をつくることは、結果として温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>の大気中への排出量増加につながります。

これらを踏まえ、当社はグリーンパルプを主原料にし、古紙パルプを使用する場合には要求品質に応じて最適に配合した製品を提供していきます。なお、パルプ以外の原材料や副資材についても環境に配慮した選択と設計を行っています。

#### ▼クラフトパルプ(LBKP)と古紙パルプ(DIP)から上質紙1トンを製造する際のCO<sub>2</sub>排出量



\*1 バイオマス由来のCO<sub>2</sub>排出量とは、植物などの生物体が燃焼したときに排出されるCO<sub>2</sub>量のことです。クラフトパルプの場合、木材に含まれるリグニン成分などをバイオマス燃料として製造工程で利用して必要なエネルギーの多くを賄うことができます。バイオマス燃料から排出されるCO<sub>2</sub>は、木材の成長過程で固定した大気中のCO<sub>2</sub>を再度排出するため、大気中のCO<sub>2</sub>濃度を高めることはありません。

\*2 化石燃料由来のCO<sub>2</sub>排出量とは、石油や石炭などの化石燃料の燃焼によって排出されるCO<sub>2</sub>量のことです。古紙パルプの化石燃料由来によるCO<sub>2</sub>排出量は、図のようにクラフトパルプの約2倍量に達します。

※(財)古紙再生促進センター、「古紙利用と環境影響に係る調査報告書」2001.3に基づき作成



## FSC®中核的労働要求事項に関する方針声明

**1. 児童労働の禁止**

- いかなる形態においても、就業の最低年齢に満たない児童を雇用しません。
- 18歳未満(若年労働者)を雇用した場合、健康や安全を危険な状況にさらしません。

**2. 強制労働の禁止**

- すべての事業所において、強制労働をさせません。  
また、雇用の自由選択を尊重し、政府が発行した従業員等の身分証明書および渡航文書を一方的に取り上げません。
- 従業員に対し、就職あっせん手数料や雇用にかかわるその他の費用などを要求しません。

**3. 雇用及び職業による差別の撤廃**

- 人種、国籍、性別、宗教、信条、年齢、出身、身体的障害、先住民、移民、性的指向・性自認、その他のいかなる理由においても差別行為をせず、等しく敬意を持って接します。
- 従業員等の雇用にあたっては、各国・各地域の法令に準拠し、一切の差別行為をしません。
- ひぼう・中傷、嫌がらせ、付きまとい、脅迫、粗暴行為、その他の個人の人権や尊厳を無視した行動は慎み、相手に不快な思いをさせないように配慮します。
- 言論・表現の自由の重要性を理解し、従業員等の市民権および政治的権利を尊重します。
- 取引先が児童労働・強制労働を含む人権侵害をしないよう周知徹底します。これに反した場合、取引先に改善計画の提出もしくは取引の中止などを求め、サプライチェーンにかかわる人権侵害に留意します。

**4. 結社の自由と団体交渉権の尊重**

- 従業員等が自由に自分たちの代表を選ぶ権利、および労働組合など団体の結成や使用者と団体交渉する権利を尊重します。これらは、世界人権宣言やILO条約で普遍的権利として保障されています。

2022年10月24日制定

リンテック株式会社 FSC®-C022824



リンテック株式会社

## リンテックグループ内部統制方針

リンテックグループ各社・各部門は、不正・違法行為・ミスの発生を防止し業務が適正かつ効率的に遂行されるよう、内部統制の整備・運用を強化します。

- リンテックグループのすべての役員・従業員等は、内部統制の整備・運用について役割と義務を負います。
- リンテックグループ各社・各部門は、諸手続きが関連法規、社内規程に則り適正かつ効率的に行われているかを確認するため、適宜自己チェックを実施します。
- 内部監査部門は、独立的立場からリンテックグループ各社・各部門の内部統制が有効かつ効率的に機能しているかを定期的に確認します。

2013年10月1日制定



## リンテック情報セキュリティ基本方針

### 基本理念

リンテック株式会社(以下、当社)は、情報通信社会の発展の中で求められる企業の責任として情報セキュリティの重要性に鑑み、社は「至誠と創造」に裏づけされる高い倫理観を持ち、以下の会社方針に基づき情報セキュリティの管理に努めます。

### 会社方針

#### 1. 情報セキュリティ管理コンプライアンス・プログラムの策定と継続的改善

当社は、従業員などに情報セキュリティ管理の重要性を認識させ、管理すべき情報を適切に保護するための情報セキュリティ管理コンプライアンス・プログラム(本方針、『情報セキュリティ管理規程』およびその他の規程、規則を含む。)を策定、実施、維持し、継続的に改善します。

#### 2. 安全性の確保

当社は、組織内の情報資産に対し、機密情報や個人情報保護範囲を超えるような漏洩を防止する等の機密性の確保、情報の改ざんの防止等の完全性の確保、故意または偶然の事故時における情報資産の可用性の確保、などの安全管理策を継続的・安定的な事業運営のため適切なレベルで実施します。

#### 3. 法令およびその他の規範、社内規程等の遵守

当社は、情報セキュリティ管理や営業秘密、個人情報保護に関する法令の規定および行政機関その他が特に定めた規範、ガイドライン等や社内定める規程等を遵守します。

2005年12月1日制定

